

神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、神奈川県行政書士会緑支部規則第11条または第32条第3項の規定に基づき、役員、支部推薦理事候補者、補欠支部推薦理事候補者、選挙管理委員、役員選考委員（以下「役員等」という。）の選出を公正に行うために必要な事項を定める。

(役員等の選出)

第2条 役員等の選出は、次の方法による。

- 一 支部長 選挙によるものとする。ただし、支部長に立候補するものがいなかった場合は、役員選考委員会にて、支部長候補者を選考し、支部総会において承認を得て選任する。
- 二 副支部長 前号により選出された支部長が支部個人会員のうちから指名する。
- 三 幹事 第一号により選出された支部長が支部個人会員のうちから指名する。
- 四 会計幹事 第一号により選出された支部長が支部個人会員のうちから指名する。
- 五 監事 役員選考委員会にて、監事候補者を選考し、支部総会において承認を得て選任する。
- 六 支部推薦理事候補者 選挙によるものとする。ただし、支部推薦理事候補者に立候補するものがいなかった場合は、役員選考委員会にて、支部推薦理事候補者及び補欠支部推薦理事候補者を選考し、支部総会において承認を得て選任する。
- 七 補欠支部推薦理事候補者 前号の支部推薦理事候補者に立候補しようとする者が、予め支部個人会員のうちから指名した者とする。
- 八 選挙管理委員 総務部長、総務部員及び総務部長が指名した支部個人会員とする。
- 九 役員選考委員 支部長が役員（監事を除く）、支部推薦理事、顧問及び支部役員経験者のうちから指名する。
- 十 支部長と同時に支部推薦理事候補者に立候補することを妨げない。

(選挙権者)

第3条 選挙権を行使することのできる者は、選挙が行なわれる期日に投票所にて投票できる神奈川県行政書士会会則施行規則第16条（4）に規定している緑支部の支部個人会員とする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第4条 選挙事務を管理するため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の職務)

第5条 選挙管理委員会は、次の各号に定める事務を管理する。

- 一 選挙に関する告示
- 二 支部会員への立候補者の周知
- 三 立候補届出及び立候補辞退の届出受理
- 四 投票及び開票の管理
- 五 当選者の確定
- 六 その他選挙事務の管理に必要な事項

2 前項(第三号及び第五号を除く。)の事務について総務部に委託することができる。

(選挙管理委員の選任)

第6条 選挙管理委員会の委員は、第2条第八号の規定に基づき支部長が委嘱する。

(選挙管理委員会の委員等)

第7条 選挙管理委員会に、前条の規定により委嘱された3人以上9人以内の選挙管理委員を置き、委員の互選により選挙管理委員長1人を置く。

2 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総括する。

(選挙管理委員会の運営)

第8条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長が招集する。

2 選挙管理委員会の決議は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、選挙管理委員長が決する。

(選挙管理委員の任期)

第9条 選挙管理委員の任期は就任後2回目の定時総会の終結のときまでとする。

2 新たに選任された選挙管理委員の任期は、役員改選の年の定時総会の終結のときまでとする。

(選挙管理委員の資格喪失)

第10条 選挙管理委員が支部長及び支部推薦理事候補者に立候補あるいは補欠支部推薦理事候補者に指名されたときは、その資格を喪失する。

(選挙の告示)

第11条 選挙管理委員会は、総会開催日の49日前までに、次の事項を会員に通知しなければならない。但し、災害等により投票日に投票ができず中止した場合は、選挙管理委員会は、投票日、投票時間、投票の場所を新たに定め、新たに定めた投票日の14日前までに投票日、投票時間、投票の場所を通知する。

- 一 投票日及び投票時間に関する事項
- 二 投票所に関する事項
- 三 立候補届出の期間及び立候補に関する事項
- 四 立候補辞退の届出期限に関する事項

五 その他必要な事項

第3章 立候補届出等

(立候補の届出)

- 第12条 支部長の候補者になろうとする者は、投票日の35日前までに所定の支部長立候補届及び5名分の推薦状を選挙管理委員会に同時に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。
- 2 支部推薦理事候補者になろうとする者は、投票日の35日前までに所定の支部推薦理事立候補届を選挙管理委員会に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。また、支部推薦理事候補者になろうとする者は、支部個人会員のうちから補欠支部推薦理事候補者1名を指名し、その氏名の記載と補欠支部推薦理事候補者の職印を押印して支部推薦理事立候補者届を提出しなければならない。
- 3 支部長または支部推薦理事の立候補者、補欠支部推薦理事候補者は、支部会費を完納していなければならない。

(推薦者)

- 第13条 前条第1項の推薦状により支部長立候補者を推薦する者（以下「推薦者」という。）は、神奈川県行政書士会会則施行規則第16条（4）に規定している緑支部の支部個人会員に限るものとする。
- 2 推薦者は、推薦状に自署し、職印を押印しなければならない。
- 3 支部個人会員は、複数の支部長候補者に対して推薦者となることはできない。
- 4 推薦者の職印の押印がない推薦状は、無効とする。

(立候補者の所信表明)

- 第14条 立候補者の所信表明は、支部総会の場または選挙管理委員会が定めた方法にて行うものとする。

(立候補辞退の届出)

- 第15条 候補者が立候補を辞退しようとするときは、投票日の21日前までに所定の立候補辞退届を選挙管理委員会に提出する方法により、立候補辞退の届出をしなければならない。
- 支部推薦理事候補者に立候補した者が立候補辞退届を提出した場合は、指名した補欠支部推薦理事候補者も辞退したものとみなす。
- 2 投票日が第11条但し書により、投票日が延期された場合は、第1項の規定は適用しない。

第4章 投票及び開票

(選挙の方法)

- 第16条 選挙は投票の方法により行う。
- 2 投票は1人1票とし、単記無記名とする。

- 3 投票を支部総会の議場にて実施する場合は、議長は選挙を行う旨を宣言した後に、選挙管理委員会にて選挙事務を行う。

(投票所)

- 第17条 投票日は、支部総会の開催日とする。
- 2 投票時間は、支部総会における役員改選の議案中とする。
 - 3 投票所は、支部総会の議場に設ける。
 - 4 支部総会の会場に投票所を設けることに支障があるときは、選挙管理委員会と役員会が協議し、投票日、投票時間、投票所を別途定めることができる。但し、投票日（3日間以内とする。）、投票時間は、支部総会の開催日の7日前から支部総会開催時刻の1時間前までの間で定める。

(投票用紙)

- 第18条 選挙管理委員会は投票用紙を調製しておかなければならない。

(投票用紙の交付)

- 第19条 選挙管理委員会は投票所で所定の投票用紙を選挙権者に交付しなければならない。

(無効投票)

- 第20条 次の各号に掲げる投票は無効とする。
- 一 所定の投票用紙を用いなかったもの
 - 二 選挙管理委員会において被選挙権者が確認できなかったもの
 - 三 候補者名を2人以上連記したもの
 - 四 候補者名以外の事項を記載あるいは併記したもの

(開票)

- 第21条 開票は支部総会の議場内で選挙管理委員会が、3人の立会人で行う。立会人は選挙管理委員長の指名によるものとする。

(当選者の確定)

- 第22条 当選者の確定は有効投票者の過半数以上でなければならない。
- 2 選挙の結果、各候補者の得票数が前項に定める数に達しなかった場合には、得票数の多い者2人によって更に選挙を行うものとする。その場で、再選挙が実施できない場合は、1箇月以内に、得票数の多い者2人による再選挙の告示を行い、2箇月以内に再選挙を実施する。
 - 3 立候補者が1名の場合は無投票当選として、その者が当選者として確定する。

(開票の結果の報告)

- 第23条 当選者が確定したときは、選挙管理委員長は、次の事項を報告しなければならない。

ならない。

- 一 投票総数
- 二 有効投票数
- 三 候補者別の得票数
- 四 当選者の氏名
- 五 無投票当選の場合は、前条第3項の規定により当選したこと

第5章 役員選考委員会

第24条 役員選考委員会は、監事候補者の選考及び支部長、支部推薦理事候補者（補欠支部推薦理事候補者を含む）の立候補の届出がない場合に候補者の選考を行う。

（役員選考委員の任期）

第25条 役員選考委員の任期は総会終了のときまでとする。

（役員選考委員会の委員）

第26条 役員選考委員会に、前条の規定により指名された5人以上19人以内の役員選考委員を置き、委員の互選により役員選考委員長1人を置く。

2 役員選考委員長は、役員選考委員会を代表し、その事務を総括する。

（役員選考委員会の職務）

第27条 役員選考委員会は、支部総会開催日の20日前から支部総会開催日当日までの間に開催し、選考した候補者名簿を支部総会当日に議長に提出しなければならない。

第6章 選挙運動

（選挙運動の倫理）

第28条 この規定に基づく選挙のための運動は 公明正大を旨とし、会員としての品位をけがしてはならない。

（制限事項）

第29条 選挙運動に関する文書には虚偽又は他人を誹謗する等の事項を記載してはならない。

2 届出の日より前においては、選挙運動は、推薦状を得るための運動についてのみ行うことができる。

附 則

1 第5条の規定にかかわらず、本細則施行時の委員会の委員は、久保田雅之会員、田中靖啓会員、川添隆公会員、横尾佳子会員、本間薫会員とする。

2 第8条の規定にかかわらず、本細則施行時の委員の任期は就任後1回目の定時総

会の終結のときまでとする。

3 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から改定施行する。

附 則

1 選挙管理委員である、菊池誠会員、久保田雅之会員、菅原光男会員を解嘱し、第2条第8号の規定に基づき、総務部長 大田泰巳会員、総務部員 伊達佳弘会員、千葉利彦会員、吉田喜一会員を選挙管理委員として選任する。

ただし、選挙管理委員の任期は就任後1回目の定時総会の終結のときまでとする。

2 この細則は、令和2年5月23日から改定施行する。

附 則

この細則は、令和3年9月1日から施行する。

第1号様式（神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則 第12条関係）

支部長立候補届

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部
選挙管理委員会
委員長 殿

氏名

職印

私は、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会における支部役員改選に際し、支部長として立候補します。

支部長立候補者氏名	
事務所所在地 電話番号 FAX番号等	
登録年月日	
会員番号（4桁）	

支部長立候補者推薦状

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部
選挙管理委員会
委員長 殿

私たちは、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会において、支部長立候補者として〇〇〇〇支部会員を推薦します。

推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印

支部推薦理事候補者立候補届

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部
選挙管理委員会
委員長 殿

氏名

職印

私は、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会における支部役員改選に際し、補欠支部推薦理事候補者として〇〇〇〇支部会員を指名し、支部推薦理事候補者として立候補します。

支部推薦理事候補者 立候補者氏名	
事務所所在地 電話番号 FAX番号等	
登録年月日	
会員番号（4桁）	

指名した補欠支部推薦理事 候補者氏名	職印
事務所所在地 電話番号 FAX番号等	
登録年月日	
会員番号（4桁）	

第4号様式（神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則 第15条関係）

立候補辞退届

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部
選挙管理委員会
委員長 殿

氏名

職印

私は、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会における支部役員改選に際し、〇〇〇〇に立候補していましたが、一身上の都合により辞退します。